



雇用調整助成金 新型コロナウイルス特例

雇用調整助成金とは、経済上の理由で事業活動が縮小し休業を行う事業主に対し、休業手当等の一部を助成するものです。現在新型コロナウイルス流行に伴い特例措置が実施されています。

1. 特例による主な受給要件

- 休業等の初日がR2年1月24日～R2年7月23日
- 新型コロナウイルスの影響で、最近1ヶ月の売上高か生産量が前年同月と比べ5%以上（R2年3月31日以前の休業については10%以上）減少していること
- 雇用保険適用事業主であること。R2年4月1日～6月30日の休業は労災保険適用事業所であれば良く、入社後6ヶ月未満の被保険者や、雇用保険被保険者でないパート・アルバイトも対象
- 休業は全1日、それ以外の短時間休業は全員又は部署・部門など一定のまとまりで一斉に行うものが対象。
- 休業手当は最低でも平均賃金の60%以上は支払うこと

2. 助成額（中小企業の場合）

支払った休業手当に相当する額（※1）に次の助成率を掛けた額（※2）

休業がR2年3月31日以前-----	2/3
休業がR2年4月1日～6月30日-----	4/5
（解雇していない等一定の要件を満たせば-----）	9/10

※1 前年度の雇用保険料の算定基礎となった賃金総額を元に算出し、実際に支払った休業手当とは異なります。

※2 1人1日当たり雇用保険基本手当日額（R2年3月1日時点で8,330円）が限度

3. 手続きの流れ

◆支給までの流れ



R2年6月30日までは初回に限り、休業実施後に計画届の提出が可能です。計画届及び支給申請書の様式は厚生労働省のホームページから印刷できます。

① 計画届の提出に必要な添付書類

- * 計画届を提出する前月の売上高が分かる書類（売上簿、総勘定元帳等）
- * 休業協定書（休業実施時期・日数・時間、対象となる労働者の範囲・人数、休業手当の計算方法を記載）及び、協定を結ぶ労働者代表の選任書
- * 労働者名簿、役員名簿

② 支給申請に必要な添付書類

- * 休業した月の出勤簿・タイムカード（シフト制の場合はシフト表）
- * 申請する月を含め前4か月分の賃金台帳
- * 就業規則または労働条件通知書、変形労働の場合その届出書



4. 休業手当（平均賃金の60%以上）

平均賃金は、休業初日の直近の賃金締切日から遡った3か月間に支給された賃金の総額（すべての手当を含む）を、その期間の総日数で割った額です。

月給者の例) 休業日5月1日 賃金締切 毎月20日

4月分 基本給20万 + 通勤手当1万 = 計21万

3月分 基本給20万 + 通勤手当1万 + 残業手当2万 = 計23万

2月分 基本給20万 + 通勤手当1万 + 残業手当1万 = 計22万

平均賃金 = (21万+23万+22万) ÷ (31日+29日+31日) ≒ 7,252 円 74 銭（銭未満切捨）

賃金の一部または全部が日給、時給、出来高給の場合、事由の発生した日以前3か月間に、支払われた賃金の総額を、その期間の労働日数で割った金額の60%が最低保証となります。

原則の平均賃金より、最低保証が上回る場合は、最低保証額が平均賃金となります。

休業手当は平均賃金の6割以上と定められており、割合は労使で相談の上決定します。



小学校休業等対応助成金

〔対象期間〕 2/27～6/30

〔申請期限〕 9/30

〔支給額〕 賃金日額の100%（上限8,330円）

〔要件・取扱チェックリスト〕

- 小学校等が臨時休校等をした、もしくは感染又は疑いのある小学校等の児童の世話の為保護者が休業した
- 年次有給休暇とは**別に有給休暇を与えた**
- 勤務時間の短縮をしていない
- 1日以上の勤務の実績がある従業員か
- 労災保険適用事業主である
- 雇用保険対象者以外の申請も可
- 半日、時間単位の休暇取得も可

〔提出に必要なもの〕

- 雇用保険適用事業所以外の場合は概算保険料申告書
- 雇用保険被保険者以外の場合は雇用契約書または労働条件通知書等
- タイムカードまたは出勤簿
- 賃金台帳
- 年間カレンダー（あれば就業規則）
- 小学校等からのお知らせ
- 中等教育課程における障害のある子どもの場合は障害者手帳

お知らせ



1. 社会保険では

毎年4月、5月、6月に支払われた賃金の平均を取って「標準報酬月額」が決定されます。

それは定時決定と呼ばれるもので、その年の9月から翌年の8月までの等級が決定し、保険料額が決ります。いわゆる「算定基礎届」と呼ばれ、大事な届出となります。9月分の保険料は、10月末に通常口座引落しで納付するので、10月に支払う賃金より新保険料に変わります。

これに対し、隨時改定は固定的賃金の増減により、2等級以上の差が生じた時、月額変更届により等級が見直され4か月目に等級が改訂されます。保険料は、被保険者、事業主共に折半です。

2. 一方、労働保険は（労災保険と雇用保険を総称）

4月1日より翌年3月までを一保険年度として保険料が計算されます。

昨年度の確定した保険料も精算し、翌年度の保険料を概算払いするというしくみになっています。

雇用保険においても、すべての被保険者の賃金総額に、保険料率を乗じて保険料を算出します。

建設業においては、二元適用と云って、労災は請負金額に労務費率を乗じて賃金を割り出し、労災保険料率を掛けて保険料を算出します。